

未来投資戦略 2018

⑤多様で柔軟なワークスタイルの促進

- ・職種限定、地域限定等「多様な正社員」について、プロフェッショナル人材の受け皿等として企業での活用を促すため、直近の活用状況を踏まえつつ、職務の内容や能力等に応じた評価や処遇、雇用保障等の在り方について整理を行い、労使双方が参考としている「雇用管理上の留意事項」への反映やモデル就業規則の策定等の対応を検討する。
- ・テレワークの普及に向けて、適正な労働時間管理を促しつつ、テレワークが生産性の向上等にもたらす効果について、「テレワーク・デイズ」を通じて周知する等により経営層の意識改革を進める。
- ・副業・兼業の促進に向けて、ガイドライン及び改定した「モデル就業規則」の周知に努めるとともに、働き方の変化等を踏まえた実効性のある労働時間管理や労災補償の在り方等について、労働者の健康確保や企業の予見可能性にも配慮しつつ、労働政策審議会等において検討を進め、速やかに結論を得る。
- ・国家公務員については、公益的活動等を行うための兼業に関し、円滑な制度運用を図るための環境整備を進める。
- ・フリーランスやクラウドソーシングなどの雇用関係によらない働き方について、契約内容の決定などのルールの明確化、契約の履行確保、報酬額の適正化、スキルアップやキャリアアップなどの諸課題に関して、労働政策審議会等において、諸外国の法制の動向等も参考しながら、法的保護の必要性を含めた中長期的な検討を進める。
- ・企業が個人として働く者(フリーランス等)に仕事を発注した場合に、過大な秘密保持義務、不当に低い報酬、成果物の受領拒否・利用等の制限など受注者の利益を不当に奪う行為があったときは、「優越的地位の濫用」等として、独占禁止法上問題となり得ることについて、公正取引委員会と関係省庁が連携して、業界団体等への周知を図る。
- ・労働者が、健康を確保しつつ、自律的に働き創造性を最大限に發揮することを支援するため、高度プロフェッショナル制度を創設する。



国家公務員の兼業、政府が容認へ 公益活動に限定 【イブニングスクープ】

2018/6/14 18:00 | 日本経済新聞 電子版

政府は国家公務員の兼業を正式に認める調整に入った。兼業をほとんど認めてこなかった従来方針を改め、NPO法人や非政府組織（NGO）などの「公益的活動」を目的とした兼業に限り認める方針。政策・法律の知見を民間でも活用し、地域の活性化につなげる。公文書改ざんなど最近の不祥事では内輪の論理も目立つ。民間で経験を積んだ、視野の広い官僚を育てる狙いもある。

15日に未来投資戦略を閣議決定する。この中に兼業について「円滑な制度運用をはかるための環境整備を進める」との文言を盛り込む。

内閣人事局が今年度中にも兼業の範囲に関する指針をつくる。そのうえで各省が詳細を決める。例えば、出身省庁の政策遂行だけを目的としたような仕事や、所管する業界への利益誘導につながるような仕事は認めないとといった内容が想定される。

国家公務員法に基づいた「営利企業の役員就任」や「自営業の経営」は引き続き禁止する。

政府が国家公務員の兼業容認に本腰を入れる背景には、民間の人手不足がある。特に人材難に悩むNPOは多く、過去3年で大手転職サイトへの求人掲載数は3倍以上に急増した。専門性の高い人材の引き合いも強い。

政府関係者は「兼業で民間の常識に広く接し、『霞が関』などの考え方とらわれない人材育成が必要だ」という。外部の視点や経験を生かし、新しい発想の政策立案を期待する声もある。国家公務員をめぐっては公文書偽造やセクハラ問題など、モラルの低下を示すような例も目立つ。

民間企業ではすでに兼業や副業を認める動きが広がり始めている。地方公務員でも神戸市が2017年度に解禁。在職3年以上の職員は、勤務時間外の休日に「地域貢献」や「社会的課題の解決」といった内容に沿った公益活動に従事できるようになった。歴史的文化遺産の活用を手がけるNPOで働いたり、農家の資料作成を手伝ったりする例があるという。



国家公務員のうち、約28万人が兼業の主な狙い手となる見通し（霞が関の官庁街）

2018.3.22 13:05

公務員の「副業解禁、自治体にもジワリ 神戸市、奈良・生駒市で基準明確化

働き方改革の一環として、政府が会社員の副業・兼業を推進する方針を打ち出す中、地方自治体にも“副業解禁”に向けた動きが広がりつつある。昨年4月、神戸市が先陣を切り、職務外に報酬を得て地域活動に従事する際の基準を明確化。奈良県生駒市も昨年8月から同様の施策を始めた。行政と市民が連携し、地域の課題を解決する新たな取り組みとして注目されている。

(森西勇太)

公務員の副業を解禁する先駆けとなった神戸市では昨年4月、「地域貢献応援制度」と銘打ち、職員に通達した。阪神大震災から20年以上が経過し、復興を進める上で重要な役割を担っていたNPO法人や地域団体で、人手不足や高齢化などの問題が浮き彫りに。それゆえ「持続的な活動が難しくなってきた」(同市組織制度課)という事情が背景にはあった。

神戸市が先駆け

地方公務員法は原則として営利目的の副業を禁止しているが、任命権者の許可があれば勤務時間外に限っての副業は可能だ。もっとも、具体的な運用基準は明記されておらず、同課の担当者は「報酬が発生することへの抵抗から、公務員の立場が足かせになることも少なくない。活動に参加した際も、弁当一つ受け取っていいかどうか判断が難しかったのでは」と話す。

神戸市では制度が立ち上げられて以降、今年2月末までに職員2人が申請。ともに承認され、それぞれNPO法人と地域自治会で活動している。

一方、生駒市では従来、地域活動への参加を人事評価の対象に加えて推奨してきたが、思うように浸透しなかったという。そこで職員の抵抗感を和らげようと、神戸市の制度を参考に基準を設けた。

生駒市も制度化

対象は嘱託・臨時職員を除く在職3年以上の職員。活動内容は公益性の高さや継続性、市の発展に寄与するものなどに限られ、報告書の提出も義務づけられている。許可の基準は、勤務時間外マチ許容範囲内の報酬マチ職務公正の確保を損なわないなど6項目。制度が導入された昨年8月以降、今年2月末までに5人が承認を得た。いずれも消防士で、サッカーとバレーボールの指導者が各1人、残る3人はNPO法人の活動に参加している。

総務省によると、同様の施策は神戸、生駒両市をのぞく他の自治体では確認していないというが、追随する動きも出てきている。神戸市には48自治体、生駒市には16自治体から問い合わせが寄せられ、生駒市には職員を視察に派遣した自治体もあるという。

神戸市の担当者は「活動に参加すれば職員の視野が広がり、能力の向上も期待できる。制度の利用者を増やしていきたい」と積極的に運用を進める方針。生駒市の担当者も「職員が地域の実態を間近に知ることで課題を吸い上げ、施策に反映できるようになれば」と話している。

